

最澄の大乘戒壇について

高 佐 宣 長

最澄の畢生の念願が《大乘戒壇建立》にあつたことは《常識》である。それは生前に於いては果たされず、没後一週間をへた弘仁十三年（八二二）六月十一日の官符（「允許大乘戒官符」）によつて勅許された、と言はれてゐる。『傳教大師研究別卷』所收の「傳教大師關連年表」の同日の項にも、《比叡山に圓頓戒壇建立勅許の官符下る》とある。しかし、この官符は大乘戒を允許したものであつても大乘戒壇を允許したものではない、との學説があり、更には、最澄には戒壇建立の意志はなかつた、との議論すらなされて來てゐる。

本稿では、從來のかうした研究成果を検討しつつ、この問題についての若干の私見を述べてみたいと思ふ。

この問題を最初に提起したのは福田堯穎師である。⁽¹⁾師の主張の眼目は、弘仁十三年六月十一日の官符は『四條式』の允許であつて大乘戒壇のそれではない、といふことにある。

その理由として、福田師は、官符の文言を吟味すれば明ら

かで、そこには『四條式』や『顯戒論』を奉る際の上表文が引用されるのみで戒壇の語は見当たらないから、としてゐる。（福田師は、内容的には大乘圓頓戒の允許であるとは言ひ得る、とも述べてゐる。しかし大乘戒壇建立を允許した官符とは速言出来ない、とする。）

更に師は、「允許大乘戒官符」が大乘戒壇建立の允許でないことの理由として、次の三點を指摘する。

(一)、最澄の事蹟に戒壇建立を願ひ出たことが全くなく、その著作中にも戒壇建立といふ文字は見当たらない。（『一心金剛戒體秘決』等に比叡山に戒壇建立のことを記すも僞撰。）

(二)、戒壇が叡山に造立されたのは天長四年（八二六）五月で、官符以來約五年を経てゐる。最澄が身命を賭し、滅後やうやく得た勅許が戒壇建立のそれであるとすれば、傑出した多くの門下が五年も放置する筈はない。

(三)、『傳述一心戒文』卷中「造戒壇講堂料九萬束下近江國文」によると、戒壇建立を朝廷に願ひ出たのは、最澄没後

三、四年を経た、二祖義眞の時のことである。

これに關連して、石田瑞磨博士は、最澄が九州及び東國を巡化した際に筑前・下野の戒壇を視察し、叡山での戒壇建立の參考にしようとした、とする考へ方を批判しながら、

この考え方からすると、最澄は弘仁五年の頃から戒壇院建立を計畫していたことになるが、これが誤謬であることは最澄に戒壇院建立の意志が無かったことよつて明白である。「學生式」及び上表文、『顯戒論』など、あるいは『傳述一心戒文』、『叡山大師傳』のどれを見ても戒壇院建立の意志があつたことを語る史料はまったくないし、また實際問題として梵網菩薩戒單受の円戒がその授受に戒壇を必要としなければならぬ理由はない。戒壇建立の意志がなかつたことに就いてはすでに論証されている。

と述べ、福田師の著作の該當箇所を註記してゐる。

かうした福田、石田兩氏の學說に對して、道端良秀博士による反論がある。博士の議論は聊か纏まりと論理的整合性を缺く嫌ひなしとしないが、その大略は左の如くである。

すなはち、福田師の議論は字句にとらはれ過ぎてゐて最澄の精神をくんでゐない。弘仁十三年六月十一日の官符は、最澄の『山家學生式』を始め、一連の上表や『顯戒論』に對しての允許であり、單なる『四條式』に對しての允許ではなかつた。つまりは最澄の畢生の念願に對する允許であつた。そして、最澄の念願とは、菩薩僧——小乗戒を捨離し、大乘菩

最澄の大乗戒壇について（高 佐）

薩戒のみを受け、大僧として、國家・社會のために、菩薩行を行ずる僧——の養成にあつた。肝要なことは、南都佛教から獨立し、僧綱の統制下を離れ、叡山独自の菩薩僧を作るため、大乘戒建立であり、その大乘菩薩戒を授受する戒壇こそ、大乘戒壇である。従つて、大乘戒壇こそ最澄畢生の念願である。「允許大乘戒官符」といふことは、大乘戒を授受する戒壇の允許といふことである。この官符は『四條式』の上つた三年後のものであり、單に『四條式』だけの允許と見るべきでない。また、光定の『傳述一心戒文』卷中「造戒壇講堂料九萬東下近江國文」に《先師預戒壇、弟子謬預戒壇院堂事、經曆數日、欲成此院、不幾之間、大師遷化》とあるのは、明らかに最澄に戒壇建立の意志があつたことを物語つてゐる。と。

三氏の議論は、聊か齟み合つてゐないかの如くでもあるので、問題を整理したいと思ふ。第一の問題は、弘仁十三年六月十一日の官符によつて允許された事柄は何か、といふことである。第二は、最澄の思想として、戒壇建立といふことがあるのか否か、あるとした場合、それは畢生の念願と言はるべきものか否か、といふことである。

三氏は、この二つの問題を未整理のまま論じてゐる傾向があり、それが他者の議論の多少の誤解にも繋がつてゐるやうに感ぜられる。二つの問題は、無論大いに關連はするにもせ

よ、あくまで別問題であり、最澄の思想の通りが朝廷によつて允許される訣でもなければ、勅許されたことだけが最澄の思想だといふ訣でもないのである。官符の内容と最澄の思想内容は一先づ別箇のものとして検討されねばならない。

第一の問題については、何よりも先づ官符の文自體に當たるべきであらう。

○允許スル大乗戒ヲ官符

檢ス傳燈法師位取澄奏狀一稱。夫如來制戒隨機不同。衆生發心大小亦別。所以文殊豆盧上座異位。一師十師。羯磨各別。望請。天台法華宗年分度者二人。於ニ比叡山一每年春三月。先帝國忌日。依テ法華經制レ令ニ得度受戒一。仍即一十二年不レ聽出山。四種三昧。令レ得ニ修練一。然則。一乘戒定。永傳ニ聖朝一。山林精進。遠勸ニ塵劫一。謹シテ副ニ別戒一謹シテ以上奏ス。者被ニ右大臣宣一稱。奉勅。依テ奏狀一。者。省宜ニ承知一。依テ宣行一之。符到。奉行。

弘仁十三年六月十一日

今この官符の文言を詳細に検討するだけの紙數の餘裕がないが、これを『四條式』の允許と限定することに無理があることは明らかであらう。かと言つて、戒壇を云云してゐないことも確かであるから、これを戒壇允許と見ることも出来ない。結局『山家學生式』や『顯戒論』等に主張された、大乗戒の獨立が認可されたものと看做されるべきであらう。ただし、戒壇に觸れてゐないからと言つて、戒壇を禁止してゐる

訣ではない筈で、戒の授受には當然戒壇の存在が豫想されるのであるから、この官符によつて大乗戒壇も允許される、と解釋することは可能であらう。直接に允許してゐる事柄は、あくまで大乗戒の獨立であるが。

次に、最澄に「戒壇建立」の思想があつたのかどうかについて検討してみたい。

既述の通り、道端良秀博士は、最澄に戒壇建立の意志があつたとし、その文證として、『傳述一心戒文』の一節を引用してゐるが、博士の引かれた文言と同様な内容の、より明確な記述が、同じ『傳述一心戒文』の卷下の冒頭にある。

去ル弘仁九年。先ニ大師一。宛テ行ニ戒壇院一別當。傳燈大法師位義眞。同時ニ死一行ニ戒壇院知事。傳燈法師位光定。二人同ニ心一。十五年間。成ニ辨一先師之願。

また、同じく『傳述一心戒文』の卷上「承先師命建大乗寺文」には次のやうにある。

弘仁九年四月二十六日五更。奉テ資ニ國主一發テ願ニ奉一資ニ一切一天神地祇。起ニ恨怒一神祇等。令ニ離苦得樂一。故定ニ九院一。

九院の語は、所謂『三部長講會式』等にも見られるもの、九院の具體的内容の記述や戒壇院の文字は見當たらぬのであるが、『九院事』には、第五番目に戒壇院が上げられてゐる。

以上のやうな文證から、最澄に戒壇建立の思想・意志があ

つたことは、ほぼ間違ひないと言つて可からうと思はれる。

實を言へば、福田師にしても、最澄に戒壇建立の思想があつたこと自体は否定してゐないやうであり、弘仁十三年六月十一日の官符は戒壇建立の允許ではない、最澄は戒壇建立といふやうなことを願ひ出てはゐない、といふのがその主張である。

〔光定は〕宗祖の入寂に當り、戒壇建立の宿志を遂げん事を托せられ、爾來夙夜遺命を奉じ、嵯峨上皇並びに台閣の卿相を勸説し、遂に天下三戒壇の外に、一乗戒壇を祖山に開創するに至つたのである。⁽¹⁴⁾

と師が記してゐることは、最澄に戒壇建立の思想自体はあつたと認めてゐることを示すであらう。

さうなると、石田博士が福田師の學説を受用する際に勇み足をしてしまつたことにならうが、最澄には戒壇建立の意志はなかつたと言明してゐる石田博士自身にも次のやうな記述がある。

〔最澄は弘仁九年の〕四月二十六日には「奉資國主。發願奉資一切天神地祇。起恨怨神祇等。令離苦得樂。」の目的をもつて九院を定めてゐるが、そのなかには戒壇院が含まれてゐる。そしてその経営には義真を別當に、光定を知事に宛ててゐるのである。⁽¹⁵⁾

聊か揚足取りじみた指摘となつたが、ともあれ、最澄に戒壇建立の思想・意志があつたといふことは疑へないことであ

らう。

では、最澄が畢生の念願、生涯の宿願として大乘戒壇建立を考へてゐた、と言つて可いか、となると、これはまた別問題である。

既引の『傳述一心戒文』卷下冒頭の文中に《先師之願》とあつたのが注目される程度で、福田、石田兩氏の指摘の如く、最澄自身の著述の中に、戒壇建立への強い意志を記した文言を確認することが出来ない以上、大乘戒壇建立をもつて最澄の宿願と言ふことは難しい。

道端博士のやうに、大乘戒と大乘戒壇とに明確な區別を立てる必要を認めない考へ方もあり得るとは思ふが、さうであるつても、大乘戒が允許される以上大乘戒壇も允許されてゐると迄は言ふことが出来ても、それを戒壇の允許であるとは言へぬであらうし、また、大乘戒壇建立こそ最澄の念願であると迄主張するのは、飛躍が過ぎると言ふべきではなからうか。最澄自身が強調してゐないことを畢生の宿願であると言ひたてることは、最澄の精神を對むこととは別のことであらう。

詮ずる所、最澄の思想、意志の中心は、大乘戒とその獨立にあつたのであり、大乘戒壇はその延長上の派生的問題であつたと解するべきではないだらうか。

最澄は、圓戒の確立・獨立に伴なつて必要となる戒壇のこ

とを、自らの圓戒思想や教團運営構想のうちに當然持つてゐたであらう。しかし、戒壇建立の問題は、圓戒思想に統合される性質の、圓戒思想の一つのファクターであつて、それを過度に強調することは、最澄の眞意を逸する恐れがあると言はねばならないであらう。

- 1 大學教養課程程度の概説書等では、今日でもさう扱はれてゐることが多いやうである。具體例は省略する。
- 2 天台學會編 福井康順監修『傳教大師研究 別卷』648～649頁
- 3 福田堯穎『天台學概論』541～544頁
- 4 石田瑞曆『日本仏教における戒律の研究』141頁
- 5 道端良秀「大乗戒壇と菩薩僧」(天台學會編『傳教大師研究』所收)
- 6 『傳全』一・588頁 尙ほ返り點は道端博士に從つた。
- 7 『傳全』五・附録109頁
- 8 福田師の如く、戒壇允許でない證據を數へ上げることは、この場合必要ないものと考へる。官符で何が允許されてゐるかが問題である時、官符の文言に書かれてゐないことが允許されてゐる主要な事項である、といふやうなことはおよそ考へられないからである。繰り返しになるが、これは最澄の思想や意志とは別の問題なのである。
- 9 尙ほ、『傳述一心戒文』ではこの官符を『菩薩僧官符』と言つてゐる。(『傳全』一・588頁)
- 10 道端博士の引用文の直後に《大師入滅之後、不知其趣》とあるのは興味深い記述である。

11 『傳全』一・637～638頁
以下九院を定める理由を列擧するが省略する。『傳全』一・533頁

12 『傳全』五・375頁 『九院事』は僞撰とされてゐるが、九院の中に戒壇院が含まれること自體には、異論はないものと考へる。

13 福田前掲書 653頁 「」内は引用者が補つた。

14 『天台學概論』は、その「例言」によれば、福田師のノートを武田新吉氏が纏めたものである、とのことであるので、あるいは武田氏の考へが混入してゐるのであらうか。

15 《戒壇建立の宿志》といふ表現は、先の、弘仁十三年六月十一日の官符は大乗戒壇の允許ではないとする反證の第二項等と齟齬する感のあることは否めないが……。

16 石田前掲書 125頁 「」内は引用者。

△キーワード▽ 最澄、大乗戒壇、圓戒思想

(立正大學助手)

新刊紹介

佐伯有清著

『智証大師伝の研究』

A五判・五一〇頁・九、五〇〇円

吉川弘文館・平成元年十一月二十日刊